標柱三十七号から一四七度二九分五〇秒
三・三三三メートルの地点　三十八号
標柱三十八号から一五二度四二分一一秒
一・八五六メートルの地点　三十九号
標柱三十九号から一五八度二〇分三六秒
三・三〇九メートルの地点　四十号
標柱四十号から一六二度二三分五五秒
一・九三五メートルの地点　四十一号
標柱四十一号から一六九度三八分一五秒
一・七七九メートルの地点　四十二号
標柱四十二号から一七一度三三分一一秒
一二・六三五メートルの地点　四十三号
標柱四十三号から一八三度四三分一〇秒
二・九四四メートルの地点　四十四号
標柱四十四号から二〇六度一一分四八秒
二・八五二メートルの地点　四十五号
標柱四十五号から二〇六度一一分四六秒
六・五九七メートルの地点　四十六号
標柱四十六号から二四四度一四分五七秒
一三・四七〇メートルの地点　四十七号
標柱四十七号から二四二度四七分三〇秒
五・〇九八メートルの地点　四十八号
標柱四十八号から二七〇度五二分四三秒
一一・九九九メートルの地点　四十九号
標柱四十九号から二二六度三八分五八秒
一一・一七八メートルの地点　五十号
標柱五十号から二四四度五二分五六秒
八・二四七メートルの地点　五十一号
標柱五十一号から二五八度七分二八秒
一〇・九二九メートルの地点　五十二号
標柱五十二号から二五一度二五分一六秒
五・六六二メートルの地点　五十三号
標柱五十三号から二四四度五〇分二八秒
二・三一五メートルの地点　五十四号
標柱五十四号から二二六度一一分四五秒
五・〇八二メートルの地点　五十五号
標柱五十五号から二七一度一八分二九秒
五・九一四メートルの地点　五十六号
標柱五十六号から三〇二度四六分一五秒
六・六五六メートルの地点　五十七号
標柱五十七号から三三七度六分一八秒
七・二五九メートルの地点　五十八号
標柱五十八号から三三一度二二分四九秒
一三・三六九メートルの地点　五十九号
標柱五十九号から二六八度二九分二二秒
九・六七三メートルの地点　六十号
標柱六十号から二三〇度四六分二三秒
一二・六八八メートルの地点　六十一号
標柱六十一号から二一四度一九分三八秒
三八・四一三メートルの地点　六十二号
標柱六十二号から二七六度三分四六秒
二五・六六八メートルの地点　六十三号
標柱六十三号から二四四度四九分一三秒
一六・一八七メートルの地点　六十四号
標柱六十四号から二八二度五二分一八秒
二〇・五三七メートルの地点　六十五号

○国土交通省告示第千百七十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

門前川右支渓一及び門前川右支渓二

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　広島県広島市安佐南区武田山山本町六一林班ろ小班地内三等三角点武田山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成二十年国土交通省告示第百十四号で指定した同号三及び平成二十年国土交通省告示第千百三十八号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から九一度五〇分二二秒
一〇〇〇・一三四メートルの地点　一号
標柱一号から三四〇度七分四〇秒
〇・六一八メートルの地点　二号
標柱二号から四〇度三一分六秒
八・九七七メートルの地点　三号

ロ　広島県広島市安佐南区武田山山本町六一林班ろ小班地内三等三角点武田山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱四号から九号までを順次結んだ線、標柱九号と十号を平成二十年国土交通省告示第百十四号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱四号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から八八度四一分一一秒
一〇四一・四一〇メートルの地点　四号
標柱四号から一八三度三〇分一九秒
〇・六五四メートルの地点　五号
標柱五号から二一三度五一分四九秒
〇・七三二メートルの地点　六号
標柱六号から二二八度九分九秒
一一・〇四五メートルの地点　七号
標柱七号から二二八度六分五七秒
一・一五八メートルの地点　八号
標柱八号から二二七度一八分五〇秒
一一・四〇一メートルの地点　九号
標柱九号から二八八度四分一三秒
二一・〇一〇メートルの地点　十号
標柱十号から三二二度一〇分九秒
三・一八四メートルの地点　十一号
標柱十一号から三四〇度三七分九秒
四・九九九メートルの地点　十二号
標柱十二号から三〇度一分一七秒
〇・七二〇メートルの地点　十三号
標柱十三号から二九度五九分三九秒
〇・九一二メートルの地点　十四号
標柱十四号から二九度五九分五二秒
一一・一八〇メートルの地点　十五号
標柱十五号から五五度五三分二八秒
一一・一九〇メートルの地点　十六号
標柱十六号から一〇七度一四分四七秒
二・三一七メートルの地点　十七号
標柱十七号から一〇五度二六分三九秒
一・九一五メートルの地点　十八号
標柱十八号から一〇二度三四分一秒
二・二八九メートルの地点　十九号
標柱十九号から九八度四一分五七秒
二・一三六メートルの地点　二十号
標柱二十号から九四度二六分三五秒
二・一八二メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から九三度二八分四秒
一七・六九〇メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一〇四度一四分三九秒
一・二〇三メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から一二一度四七分五六秒
〇・七六五メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から一四五度八分一〇秒
〇・八八〇メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から一五五度一九分一三秒
〇・五〇三メートルの地点　二十六号

○国土交通省告示第千百七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石内川支川八

二　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市佐伯区五日市町大字石内ジャガタケ六八林班ほ小班内及び広島県広島市西区己斐上五丁目畑山六八林班る小班内四等三角点畑峠を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線及び標柱一号と二号を平成二十一年国土交通省告示第二百十九号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二五九度八分四五秒
六二七・七〇三メートルの地点　一号
標柱一号から一七八度七分五一秒
八五・四〇七メートルの地点　二号

○国土交通省告示第千百七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

太田川（古川）支川八七及び古川支川右支渓

二　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市安佐南区緑井町字神宮山五三一番三等三角点神宮山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四十八号までを順次結んだ線、標柱四十八号と四十九号を平成二十八年国土交通省告示第千四百三十五号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四十九号から八十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から五七度四六分二秒
七二九・五五〇メートルの地点　一号
標柱一号から三四三度二六分一六秒
二・〇四二メートルの地点　二号